

# 第380回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和5年7月19日（水）15:00～  
場 所：佐賀県水産会館 大会議室  
（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

（1）令和5年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業に係る許可の取扱いについて（協議）

（2）令和5年度ビゼンクラゲの操業について（報告）

（3）その他

4. 閉 会

### 第380回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年7月19日(水) 15:00～

#### 委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	
	副会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	

#### 臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所	調整課課長	高安 治	
	免許調整係	高野はるか	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導部次長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	江口 泰蔵	
	主事	本間 智希	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	田中 慎也	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	吉田 幹英	
	主任主事	山田 菜美子	

令和5年度福岡県有明海区における機船船びき網  
(えび2そうびき網) 漁業許可方針(案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数  
定めなし

(3) 推進機関の馬力数  
定めなし

(4) 操業区域  
福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を含む)

(5) 漁業時期  
令和5年9月20日から11月30日まで

2 許可の有効期間

1年

3 条件

(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。

(2) 僚船は〇〇丸、FO3-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。

~~(3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。~~

(3-4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 漁業許可申請一覧表

(2) 機船船びき網漁業許可申請書

※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離3海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 2海里以上
	〃	白色	1灯 〃 〃
(3) 舷灯	緑色、紅色	1対	〃 〃
	(又は両色灯)	1灯)	
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 〃

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離2海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 〃
	〃	白色	1灯 〃 〃
(3) 舷灯	緑色、紅色	1対	〃 1海里以上 (又は両色灯 1灯)
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 2海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

## 令和5年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

### 第1 制限措置

- 1 漁業種類  
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数  
制限なし
- 4 推進機関の馬力数  
制限なし
- 5 操業区域  
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期  
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで  
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
  - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
  - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
  - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
  - (4) 適切な資源管理を実践できる者
  - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
  - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

### 第2 許可の有効期間

令和5年9月15日から令和5年11月30日まで

### 第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和5年7月25日から令和5年8月24日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和5年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和5年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

#### 第4 許可の基準

- 1 令和5年7月25日から令和5年8月24日までににおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 令和4年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
  - (2) 令和4年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
  - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
  - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
  - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和5年8月25日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
  - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
  - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
  - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

## 第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
  - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
  - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。~~ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。~~
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

共通資料①  
第380回福岡佐賀有明海  
連合海区漁業調整委員会  
(令和5年7月19日)

**機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表**

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
福 網	許可隻数	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	隻(統)	
	許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	
県	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）									
	条 件	<p>(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。</p> <p>(2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。</p> <p>(3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p>									
佐 賀		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)	6隻(3統)	隻(統)	
	許可期間	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30
		有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25
操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）										
県	条 件	<p>1 次に掲げる区域で操業してはならない。</p> <p>(1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。</p> <p>(2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。</p> <p>2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。</p> <p>3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p>									



福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮



1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)





◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整  
会長 西久保



- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33度10分57秒、 東経 130度14分14秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を  
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分55秒、	東経	130度14分49秒
イ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分34秒
ウ	北緯	33度09分32秒、	東経	130度14分21秒
エ	北緯	33度08分20秒、	東経	130度14分30秒
オ	北緯	33度08分21秒、	東経	130度14分37秒
カ	北緯	33度09分31秒、	東経	130度14分26秒
キ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分40秒
ク	北緯	33度10分52秒、	東経	130度14分53秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及  
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分10秒、	東経	130度16分39秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度16分25秒
ウ	北緯	33度09分38秒、	東経	130度16分44秒
エ	北緯	33度06分37秒、	東経	130度15分31秒
オ	北緯	33度06分36秒、	東経	130度15分34秒
カ	北緯	33度09分48秒、	東経	130度16分52秒
キ	北緯	33度09分52秒、	東経	130度16分40秒
ク	北緯	33度10分04秒、	東経	130度16分40秒
ケ	北緯	33度10分07秒、	東経	130度16分44秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結  
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度08分42秒、	東経	130度20分05秒
イ	北緯	33度08分00秒、	東経	130度17分26秒
ウ	北緯	33度07分05秒、	東経	130度16分52秒
エ	北緯	33度07分00秒、	東経	130度17分00秒
オ	北緯	33度07分48秒、	東経	130度17分30秒
カ	北緯	33度08分34秒、	東経	130度20分08秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下   |
| (2) 網丈             | 9メートル以下     |
| (3) 網の目合           | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具         | 1統          |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

